

買受計画 認定 申請書
変更認定

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

(申請者) 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（第 109 条第 1 項/第 111 条第 1 項）の規定に基づき、下記の書類を添えて買受計画について（認定/変更認定）を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 買受計画書
- 2 確認書

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 変更の場合の上記 1 の「買受計画書」は変更した買受計画書とするとともに、変更理由の要点を簡明に記載した「変更理由書」を添付すること。

確 認 書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（第 109 条第 1 項/第 111 条第 1 項）の規定に基づき申請者である_____が行う買受計画の（認定/変更認定）の申請にあたり、申請者との間において、買受計画の内容に関し事前に調整を行った旨、確認します。

年 月 日

マンションの所在地

組合名

代表者名

印

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「組合の名称」には、マンション敷地売却組合の設立前はマンション管理組合の名称を、設立後はマンション敷地売却組合の名称を記載すること。
- 3 買受計画に係る事項について決議をした総会の議事録を添付すること。

マンション敷地売却決議届出書

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

(届出者) 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 112 条の規定に基づき、下記のとおりマンション敷地売却決議があった旨を届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|-------------------|---|---|---|
| 1 | マンションの地名地番 | | | |
| 2 | 買受計画認定通知書の認定番号 | 第 | | 号 |
| 3 | 買受計画認定通知書の認定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | マンション敷地売却決議の決議年月日 | 年 | 月 | 日 |

年 月 日

マンション敷地売却決議集会(臨時総会)招集通知

区分所有者 各位

(マンションの所在地)

(マンション敷地売却決議集会招集者)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第108条第1項に基づくマンション敷地売却決議集会(臨時総会)を下記の通り招集します。

また、併せて法第108条第7項に基づく事前説明会を下記の通り開催しますので、区分所有者各位におかれましては、マンション敷地売却決議集会(臨時総会)及び事前説明会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事前説明会及びマンション敷地売却決議集会(臨時総会)の開催日時・場所

会議名	開催場所	日時
事前説明会		
マンション敷地売却決議集会 (臨時総会)		

2. 会議の議事

3. 議案の要領(法第108条第2項に基づきマンション敷地売却決議で定めるべき事項)

① 買受人となるべき者の氏名又は名称

② 売却による代金の見込額

③ 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭の額の算定方法に関する事項

4. 法第108条第6項に基づく通知事項

① 売却を必要とする理由

--

② 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修(以下「耐震改修」という。)又はマンションの建替えをしない理由

--

③ 耐震改修に要する費用の概算額

--

5. その他、マンション敷地売却決議時に確認することが望ましい事項

① 買受計画の概要

--

② 事業実施段階における専門家の参画・選定方法

--

③ マンション敷地売却不参加者への売渡し請求の方法

--

④ 補償金の支払に関する事項

--

(マンション敷地売却決議集会招集者) 殿

(議決権行使者名)

(号室)

議 決 権 行 使 書

下記物件のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 108 条第 1 項に基づくマンション敷地売却決議集会（臨時総会）において、同集会に関する招集通知書及び議案の要領を確認の上、下記議案についてこの書面をもって以下の通り議決権を行使します。

年 月 日

議 案	議案への賛否
	賛成 ・ 反対 (いずれかに○をつけて下さい。)

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

現住所

氏名

印

(_____ 号室 区分所有者)

(マンション敷地売却決議集会招集者) 殿

(共有代表者名)

(号室)

議決権行使者選定届出書

年 月 日に開催される下記物件のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 108 条第 1 項に定めるマンション敷地売却決議集会（臨時総会）における議決権を行使することに関して、_____を建物の区分所有等に関する法律第 40 条に基づく共有代表者と定めましたので届け出ます。

年 月 日

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

<共有者一代表者>

現住所

 氏名 (号室 区分所有者) 印

<共有者>

現住所

 氏名 (号室 区分所有者) 印

<共有者>

現住所

 氏名 (号室 区分所有者) 印

<共有者>

現住所

 氏名 (号室 区分所有者) 印

(マンション敷地売却決議集会招集者) 殿

(議決権行使者名)

(号室)

委 任 状

下記物件のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 108 条第 1 項に基づくマンション敷地売却決議集会（臨時総会）における議決権を行使することに関して、_____を代理人と定め、一切を委任します。

年 月 日

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

現住所

氏名

印

_____ (_____ 号室 区分所有者)

年 月 日

殿

(マンションの所在)
(マンションの名称)
(マンション敷地売却決議集会招集者)

催 告 書

年 月 日に開催されたマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）に基づく（マンション名）マンション管理組合のマンション敷地売却決議集会（臨時総会）において、下記の物件についてのマンション敷地売却決議が成立しましたが、貴殿は上記集会においてマンション敷地売却決議に賛成されませんでした。

つきましては、法第 108 条第 10 項において準用する建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第 63 条第 1 項に基づき、マンション敷地売却に参加するか参加しないかを回答いただきますよう催告いたします。

なお、法第 108 条第 10 項において準用する区分所有法第 63 条第 2 項に基づき、貴殿が本催告書を受けた日から 2 ヶ月以内に回答いただきますようお願いいたします。法第 108 条第 10 項において準用する区分所有法第 63 条第 3 項の規定の通り、期間内に回答がない場合は、マンション敷地売却に参加しない旨を回答したものとみなされますので、申し添えます。

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

注意：内容証明郵便（配達証明付き）の方法による。作成にあたっては、規定の行数・字数があるため詳細を確認すること。

年 月 日

(マンション敷地売却決議集会招集者) 殿

(回答者名)

(号室)

回 答 書

年 月 日に開催されたマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）に基づく下記物件に関するマンション敷地売却決議集会（臨時総会）において議決された内容について、法第 108 条第 10 項において準用する建物の区分所有等に関する法律第 63 条第 2 項に基づきマンション敷地売却に参加するか参加しないかを以下の通り回答します。

参加 ・ 不参加 (いずれかに○を付けて下さい)

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

現住所

氏名

印

(_____ 号室 区分所有者)

年 月 日

(マンション敷地売却決議集会招集者) 殿

(回答者名)

(号室)

回 答 書

年 月 日に開催されたマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という）第 108 条第 1 項に定めるマンション敷地売却決議に基づく、下記物件に関するマンション敷地売却決議集会（臨時総会）において議決された内容について、法第 108 条第 10 項において準用する建物の区分所有等に関する法律第 63 条第 2 項に基づきマンション敷地売却に参加するか参加しないかを以下の通り回答します。

参加	・	不参加	(いずれかに○を付けて下さい)
----	---	-----	-----------------

[物件の表示]

マンションの所在地	
マンションの名称	

< 共有者一代表者 >

現住所

氏名 _____ 印 _____
(号室 区分所有者)

< 共有者 >

現住所

氏名 _____ 印 _____
(号室 区分所有者)

< 共有者 >

現住所

氏名 _____ 印 _____
(号室 区分所有者)

< 共有者 >

現住所

氏名 _____ 印 _____
(号室 区分所有者)

年 月 日

(住所)

(被請求者の氏名)

殿

(マンションの所在)

(売渡し請求権行使者)

売渡し請求

年 月 日に開催された(マンション名) マンション管理組合のマンション敷地売却決議集会(臨時総会)において、下記の物件についてのマンション敷地売却決議が成立しました。マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第108条第10項において準用する建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第63条第1項の規定に基づき、(マンション敷地売却決議集会招集者)が貴殿に対してマンション敷地売却決議に参加するか否かの回答を求める催告書を送付し、貴殿より^{※1}参加しない旨の回答がありました。

(売渡し請求権行使者)は、法第108条第10項において準用する区分所有法第63条第4項に基づき、貴殿の区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求いたします。

なお、当該売渡請求権は形成権であり、本請求が貴殿に到達することにより、法律上当然に売買契約が成立し、区分所有権及び敷地利用権は(売渡し請求権行使者)に移転いたします。また、(売渡し請求権行使者)に、売買代金の支払義務が生じると同時に、貴殿には当該専有部分の明渡し及び権利の移転登記義務が生じますので、ご承知下さい。

[物件の表示]

区分所有権	所在	
	階数	
	部屋番号	
	専有部分面積	
敷地利用権の表示	所在	
	敷地面積	
	敷地権の種類	(所有権/地上権/借地権/定期借地権)
	敷地権割合	
区分所有権及び敷地利用権の価額		円

注意①：内容証明郵便（配達証明付き）の方法による。作成にあたっては、規定の行数・字数があるため詳細を確認すること。

注意②：売渡し請求権は、法第 108 条第 10 項において準用する区分所有法第 63 条第 4 項の規定により以下のものが請求できる。また、法第 124 条第 1 項の規定によりマンション敷地売却組合にも売渡し請求権が認められ、この場合、マンション敷地売却組合が請求者となる。

- ・マンション敷地売却決議に賛成した区分所有者（各自又は共同して）
- ・マンション敷地売却に参加する旨を回答した区分所有者（各自又は共同して）
- ・これらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる者として指定された者（買受指定者）

※1：参加しない旨の回答があった場合の文例であり、回答のない場合は「回答のないまま法定の 2 ヶ月の催告期間が終了しましたので、法第 108 条第 10 項において準用する区分所有法第 63 条第 3 項に基づき、マンション敷地売却に参加しない旨の回答があったものとみなされます。」等の表現に変える。

※2：マンション敷地売却組合が売渡し請求を行う場合には、「法第 124 条第 1 項に基づき」等の表現に変える。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

〇〇マンション敷地売却組合設立認可申請者

住 所

氏 名

印

(以下 連 署)

〇〇マンション敷地売却組合設立認可申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 120 条第 1 項の規定により、マンション敷地売却組合の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 資金計画
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第 58 条第 1 項に掲げる書類
 - (1) 認可を申請しようとする者が売却マンションとなるべきマンションのマンション敷地売却合意者であることを証する書類
登記簿謄本、議決権行使書 他
 - (2) 法第 120 条第 2 項の同意を得たことを証する書類
区分所有者集計表
区分所有者名簿（マンション敷地売却同意／未同意）
売却マンションとなるべきマンションの管理規約の写し
マンション敷地売却合意者集計表
マンション敷地売却合意者名簿（マンション敷地売却組合設立同意／未同意）
同意書 登記簿謄本 他
 - (3) 売却マンションとなるべきマンションについてのマンション敷地売却決議の内容を記載した書類
マンション敷地売却決議を行った際の管理組合の総会の議事録
法第 108 条第 2 項各号に規定する事項を記載した書類（議案書）
他

同 意 書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 120 条第 2 項の規定に基づき、下記の売却マンションの区分所有権及び敷地利用権を有する者として、別添の定款及び資金計画により〇〇マンション敷地売却組合の設立に同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

記

イ 売却マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その状況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 5 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 6 印鑑証明書を適当な箇所に貼付すること。

区分所有者集計表 (マンション敷地売却決議)

	区分所有者数	議決権	敷地利用権の持分の価格の割合
マンション敷地売却 賛成	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
マンション敷地売却 非賛成	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
合計	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
賛成率	%	%	%

備考

- 1 区分所有者名簿 (マンション敷地売却賛成/非賛成) を作成し添付すること。
- 2 「議決権」欄には、建物の区分所有等に関する法律 (昭和 37 年法律第 69 号) 第 38 条の議決権を記載すること。

区分所有者名簿 (マンション敷地売却賛成/非賛成)

住戸番号	区 分 所 有 者		議 決 権	敷地利用権の持分の価格の割合	備 考
	氏 名	住 所			
〇〇〇			〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇	
合計	人		〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「議決権」欄には、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 38 条の議決権を記載すること。
- 3 賛成、非賛成ごとに作成すること。
- 4 一の専有部分が数人の共有に属する場合は、備考欄にその他の区分所有者名を記載すること。

マンション敷地売却合意者集計表

	人数	議決権	敷地利用権の持分の価格の割合
マンション敷地売却合意者	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
マンション敷地売却組合 設立同意	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
マンション敷地売却組合 設立未同意	人	〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇
同意率	%	%	%

備考

- 1 マンション敷地売却合意者名簿（マンション敷地売却組合設立同意／未同意）を作成し添付すること。
- 2 「議決権」欄には、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 38 条の議決権を記載すること。

マンション敷地売却合意者名簿 (マンション敷地売却組合設立同意/未同意)

住戸番号	マンション敷地売却合意者		議決権	敷地利用権の持分の価格の割合	備考
	氏名	住所			
〇〇〇			〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇	
合 計	人		〇〇〇分の〇〇	〇〇〇分の〇〇	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「議決権」欄には、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 38 条の議決権を記載すること。
- 3 同意、未同意ごとに作成すること。
- 4 一の専有部分が数人の共有に属する場合は、備考欄にその他のマンション敷地売却合意者名を記載のこと。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

所在地

組合名

理事長名

印

マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 126 条第 2 項の規定に基づき理事の互選により理事長を選出しましたので、同法第 126 条第 3 項において準用する同法第 25 条第 1 項の規定により下記のとおり届出します。

記

役職	氏名	住所	備考

備考

- 1 議事録を添付すること。

(マンション敷地売却組合の名称)
(総会招集者) 殿

委 任 状

代理人住所
代理人氏名

上記のものを代理人と定めマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 133 条第 2 項の規定により下記の権限を委任する。

記

- 1 年 月 日マンション敷地売却組合の総会において通知書記載の議決権及び選挙権を行うこと。

年 月 日

組合員住所
組合員氏名

印

注意：代理人は、同時に 5 人以上の組合員を代理することができない。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

所在地

組合名

理事長名

印

定款の変更認可申請書

本組合は、 年 月 日の総会において定款の変更を議決したので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 134 条第 1 項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由書
- 2 変更した定款
- 3 総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
議事録 他
- 4 法第 134 条第 3 項の同意を得たことを証する書類
債権者の同意書 他

備考

- 1 変更理由書は変更理由の要点を簡明に記載すること。
- 2 変更した定款は、変更した定款の全部又はその部分について、目次に赤線を引き、変更しない目次には「変更なし」と記載すること。
- 3 上記 4 については、経費の分担について変更しようとする場合で、マンション敷地売却事業の実施のために借入金があるときに添付すること。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

所在地

組合名

理事長名

印

資金計画の変更認可申請書

本組合は、 年 月 日の総会において資金計画の変更を議決したので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 134 条第 1 項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由書
- 2 変更した資金計画
- 3 総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
議事録 他
- 4 法第 134 条第 3 項の同意を得たことを証する書類
債権者の同意書 他

備考

- 1 変更理由書は変更理由の要点を簡明に記載すること。
- 2 上記 4 については、経費の分担について変更しようとする場合で、マンション敷地売却事業の実施のために借入金があるときに添付すること。

〇〇マンション敷地売却組合
組合員名簿

(年 月 日作成)

(年 月 日変更)

〈マンション敷地売却合意者〉

番号	住戸 番号	氏名 (名称)	住所 (主たる事務所の所在地)	連絡先	敷地利用権の持分 の価格の割合	備考
					〇〇〇分の〇〇	

備考

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第 28 条第 1 項の代表者を選任したときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

所在地

組合名

理事長名

印

分配金取得計画認可申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 141 条第 1 項の規定により、分配金取得計画の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 分配金取得計画書（価額の算定に関する資料、明渡しにより法第 142 条第 1 項第四号に掲げる者が受ける損失の額の明細を示す書類を含む。）
- 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第 64 条各号に掲げる書類
 - (1) 法第 146 条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類
 - (2) 分配金取得計画の決定についての総会の議決を経たことを証する書類
議事録 他
 - (3) 法第 141 条第 2 項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
同意書 登記簿謄本 印鑑証明書 他

同 意 書

私は、〇〇マンション敷地売却事業の実施に伴うこの分配金取得計画に同意します。

年 月 日

住 所
氏 名 印

1 売却マンションの敷地の所有権の状況

所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 4 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 印鑑証明書を適当な箇所に貼付すること。

同 意 書

〇〇マンション敷地売却事業における分配金取得計画を慎重に審査の結果、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 146 条の規定により同意します。

年 月 日

審査委員

氏 名

住 所

印

審査委員

氏 名

住 所

印

審査委員

氏 名

住 所

印

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

〇〇マンション敷地売却組合

理 事 長

印

〇〇マンション敷地売却組合解散認可申請書

〔 年 月 日の総会において組合の解散について議決した
事業が完了した
事業の完了が不能となった 〕のでマンションの建替え等の円滑
化に関する法律第 137 条第 4 項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散の認可を受け
たいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 解散の決議をした総会の議事録
- 2 事業の完了を明らかにする書類
決済を証する書類 他
- 3 事業の完了の不能を明らかにする書類
事業に関する収支決算（見込） 他
- 4 要除却認定マンションの除却に係る今後の予定
- 5 債権者の同意書
- 6 清算人に関する書類
- 7 清算人名簿

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 上記 1 は総会の議決による解散の場合に限る。
- 3 上記 2 は事業の完了による解散の場合に限る。
- 4 上記 3 は事業の完了の不能による解散の場合に限る。
- 5 上記 4 は総会の議決による解散の場合又は事業の完了の不能による解散の場合に限る。
- 6 上記 5 は組合に借入金がある場合に限る。

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

〇〇マンション敷地売却組合

代表清算人

清算人

(以下連署)

決算報告書承認申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 138 条において準用する同法第 42 条の規定により、〇〇マンション敷地売却組合に係る決算報告書の承認をいただきたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 決算報告書

- (1) 組合の解散時における財産及び債務の明細
- (2) 債権の取立及び弁済の経緯
- (3) 残余財産の処分の明細

2 決算総会議事録

様式第 11 (第四十九条関係)

(第一面)

除却の必要性に係る認定申請書

年 月 日

特定行政庁 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項の規定に基づき、マンションについて除却する必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(第二面)

1. マンション及びその敷地に関する事項

[地名地番]					
[建築物の階数]	地上	階	地下	階	
[延べ面積]	m ²				
[建築面積]	m ²				
[構造方法]	造			一部	造
[用途]					

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入すること。

(第三面)

3.耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合]の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載すること。
2. [国土交通大臣が定める者の場合]に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えること。

様式第 12（第四十九条関係）

木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用したマンションの木造の構造部分の状況

[欠込みの有無]
[筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態]
[継手又は仕口の緊結の状態]
[防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容]

様式第13（第五十条関係）

除却の必要性に係る認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

（特定行政庁名） 印

下記による申請書の記載のマンションについて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. マンションの位置
3. マンションの概要
 - ①用途
 - ②延べ面積
 - ③その他の事項

様式第 14（第五十一条関係）

除却の必要性に係る認定をした旨の通知書

年 月 日

(都道府県知事等名)

殿

(特定行政庁名)

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項の規定に基づき、下記のマンションについて除却の必要性に係る認定をいたしましたので通知します。

記

1. 認定年月日 年 月 日
2. マンションの位置
3. マンションの概要
 - ①用途
 - ②延べ面積
 - ③その他の事項

備考

- 1 マンションの敷地の所在地が市の区域内にあり、かつ、特定行政庁が都道府県知事である場合は当該市の長に通知すること。
- 2 特定行政庁が町村の長である場合は、都道府県知事に通知すること。

様式第 15 (第五十二条関係)

許可申請書
(第一面)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

殿

年 月 日

申請者氏名

印

【1.申請者】

【イ.氏名のフリガナ】

【ロ.氏名】

【ハ.郵便番号】

【ニ.住所】

【ホ.電話番号】

【2.設計者】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

※手数料欄				
※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ヌ. 住宅の部分】

() () ()

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【ヲ. 延べ面積】

【ワ. 容積率】

【10. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【11. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【12. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【13. その他必要な事項】

【14. 備考】

建築物別概要

【1.番号】

【2.構造】 造 一部 造

【3.高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【4.用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【5.その他必要な事項】

【6.備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えること。
- ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書くこと。
- ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えること。
- ⑤ ※印のある欄は記入しないこと。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入すること。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。なお、建築物の敷地が準防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入すること。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入すること。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入すること。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入すること。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入すること。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入すること。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入すること。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とする。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入すること。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入すること。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項

又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入すること。

- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書くこと。
- ⑫ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。
- ⑬ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。
- ⑭ 9欄の「ワ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の（1）から（5）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ（1）から（5）までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ（1）から（5）までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ウ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」（2）によることとする。
 - （1）自動車車庫等の部分 5分の1
 - （2）備蓄倉庫の部分 50分の1
 - （3）蓄電池の設置部分 50分の1
 - （4）自家発電設備の設置部分 100分の1
 - （5）貯水槽の設置部分 100分の1
- ⑮ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄の「ワ」は、百分率を用いること。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、13欄又は別紙に記載して添えること。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成すること。
- ② この書類に記載する事項のうち、4欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はない。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入すること。

- ④ 4欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入すること。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、5欄又は別紙に記載して添えること。
- ⑥ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、6欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入すること。

様式第 16 (第五十二条関係)

許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 2 項において準用する建築基準法第 92 条の 2 の規定により許可に付す条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておくこと。

様式第 17 (第五十二条関係)

許可しない旨の通知書

第 年 月 日 号

申請者

殿

特定行政庁

印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に

建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

(理由)

様式第 18 (第五十三条関係)

買 受 計 画 書

決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数

[所在]
[住宅戸数]

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

[氏名又は名称]
[住所又は主たる事務所の所在地]

1. 決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項

管理の方式	(1) 管理の委託〔相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称〕 (2) 自ら管理		
管理業務者又は自ら管理する申請者の概要	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	当該決議要除却認定マンションの管理を行う事務所		
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく登録		(有・無)
	登録している場合	登録番号	
	登録年月日		
	専任の管理業務主任者		

2. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

[買受け予定年月日]	年 月 日
[除却予定年月日]	年 月 日

3. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出		
	計	
収 入		
	計	

4. 代替建築物の提供等に関する計画

[区分所有者又は借家人の意向確認の状況]

[代替建築物の提供等の具体的な方法]

5. 決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

6. マンション敷地売却決議の予定時期

[決議予定年月日] 年 月 日

様式第 19（第五十四条及び第五十五条関係）

買受計画 認定 通知書
 変更認定

認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日

殿

（都道府県知事等名） 印

下記による申請書の記載の買受計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律
 〔第 110 条
 第 111 条第 1 項〕の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
3. マンションの地名地番

備考

不要の部分は消すこと。

様式第 20（第六十三条関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	印

次表の売却マンションの〔区分所有権〕〔敷地利用権〕について下記のとおり権利を処分するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第2項の規定により承認を申請します。

イ 売却マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

記

権利の処分の内容	売却マンションの〔区分所有権〕〔敷地利用権〕の〔全部〕〔一部〕		(処分する権利の割合)
権利の処分の態様			
権利の処分の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

- 4 権利の処分を売却マンションの区分所有権又は敷地利用権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を区分所有権又は敷地利用権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第21（第六十五条関係）

分配金取得計画書

（一）組合員に関する事項

組合員		売却マンションの区分所有権			売却マンションの敷地利用権				組合員が取得することとなる分配金の価額
氏名 又は 名称	住所	所在	権利の内容		所在及び 地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	
			専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分					
法第 142 条第 1 項第 1 号		法第142条第 1 項第 2 号							法第 142 条 第 1 項第 3 号

(二) 売却マンション又はその敷地に関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

権利消滅期日において権利を失う者		売却マンションに関する権利				売却マンションの敷地に関する権利					売却マンションに関する権利及びその敷地に関する権利の価額の合計額 (A+B)	明渡しによる損失の額	
氏名 又は 名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容		価額 (A)	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)			価額 (B)
				専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分								
法第 142 条第 1 項第 4 号												法第 142 条 第 1 項第 5 号	

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(四) 権利消滅期日

(五) 分配金及び補償金の支払期日及び支払方法

備考

- 1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物又は同法第5条第1項の規定により建物の敷地とされている部分を対象とする場合には、同法第30条の規約を添付すること。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

- 3 「権利の内容（地積及び権利の割合）」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 22（第七十一条関係）

権利消滅期日等通知書

年 月 日

(組合) 事務所の所在地

称及び理事長の氏名

印

登記所 殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第148条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション敷地売却事業の名称
- 2 分配金取得計画に係る売却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日
(変更された権利消滅期日 年 月 日)
- 4 分配金取得計画の認可を受けた年月日 年 月 日
(分配金取得計画の変更の認可を受けた(又は分配金取得計画についてマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第68条各号に掲げる軽微な変更をした)年月日 年 月 日)

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。
- 3 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 23（第七十四条関係）

分配金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

印

配当機関 殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第152条の規定において準用する同法第78条 第1項
第4項の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

1 差押え
仮差押え に係る権利の種類

2 差押え
仮差押え に係る権利の明細

イ 売却マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所 及び氏名
						階部分 m ²	

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

3 差押え
仮差押え がされた年月日

4 差押え
仮差押え をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 分配金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 24 (第七十四条関係)

補償金払渡通知書

年 月 日

(組合) 事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

印

配当機関 殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第154条の規定において準用する同法第78条の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

〔第1項
第4項〕

記

- 1 〔差押え
仮差押え〕 に係る権利の種類
- 2 〔差押え
仮差押え〕 に係る権利の明細

イ 売却マンションに関する権利

年 月 日		登記簿登記事項					
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番 号	種類	床面積	所有者の住所及び氏 名
						階部分 m ²	

ロ 売却マンションの敷地に関する権利

年 月 日		登記簿登記事項			
所在 及び地番	地目	地積	権利の 種 類	権利の 割 合	所有者の住所及び氏名

- 3 〔差押え
仮差押え〕 がされた年月日
- 4 〔差押え
仮差押え〕 をした機関の名称
- 5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 25（第七十四条関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

印

配当機関 殿

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（第 149 条第 1 項
第 149 条第 2 項）の規定によって、下記の者は
下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 売却マンション又はその敷地に関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う売却マンション又はその敷地に関する権利及びその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 分配金取得計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる売却マンション又はその敷地に関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 18 (第五十三条関係)

買 受 計 画 書

決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数

〔所在〕	○○○
〔住宅戸数〕	○○戸

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

〔氏名又は名称〕	○○○○
〔住所又は主たる事務所の所在地〕	○○○○

1. 決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項

管理の方式	<input checked="" type="radio"/> (1) 管理の委託〔相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称〕 <input type="radio"/> (2) 自ら管理									
管理業務者又は自ら管理する申請者の概要	氏名又は名称	○○○○								
	住所又は主たる事務所の所在地	○○○○								
	当該決議要除却認定マンションの管理を行う事務所	○○○○								
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく登録	<input checked="" type="radio"/> (有)・無								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: none;">登録している場合</td> <td style="width: 30%;">登録番号</td> <td style="width: 55%;">○○○</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td>登録年月日</td> <td>平成○年○月○日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td>専任の管理業務主任者</td> <td>○○○○</td> </tr> </table>	登録している場合	登録番号	○○○		登録年月日	平成○年○月○日		専任の管理業務主任者	○○○○
登録している場合	登録番号	○○○								
	登録年月日	平成○年○月○日								
	専任の管理業務主任者	○○○○								

2. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

〔買受け予定年月日〕	平成○年 ○月 ○日
〔除却予定年月日〕	平成○年 ○月 ○日

3. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	調査費 購入費 除却費 事務費 借入金利子 〇 〇 〇	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) 補助金 〇 〇 〇	(〇 〇 〇)
	計	

4. 代替建築物の提供等に関する計画

〔区分所有者又は借家人の意向確認の状況〕

①意向確認の方法等

平成〇年〇月〇日に当社が買受人となるべき者として選定された後に行った以下の調査により、現時点で、区分所有者計〇人中〇人（〇％）、借家人〇人中〇人（〇％）の意向を把握。

1) 区分所有者に対するアンケート

- ・実施日 : 〇年〇月〇日（配布）、〇年〇月〇日（回収）
- ・回収状況 : 区分所有者計〇人中〇人

2) 区分所有者のうち希望者に対する個別ヒアリング

- ・実施日 : 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- ・実施状況 : 区分所有者〇人

3) 賃貸人である区分所有者を通じた借家人の意向把握

- ・実施日 : 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- ・把握状況 : 借家人計〇人中〇人

②意向確認の結果（区分所有者）

1) 意向総括表

- ・再建マンションへの再入居を希望 〇人
 - ・代替建築物の紹介を希望 〇人
 - ・自ら代替建築物を検索する予定 〇人
 - ・代替建築物は不要 〇人
 - ・その他 〇人
 - ・未回答／不明 〇人
- 計〇人

2) 意向内訳（区分所有者）

住戸番号	区分所有者名	用途（用法）	代替建築物の提供・あっせんに係る意向	備考
101	〇〇〇〇	店舗（賃貸）	紹介	
102	〇〇〇〇	事務所（自用）	紹介	
201	〇〇〇〇	住宅（自用）	再入居	
202	〇〇〇〇	住宅（賃貸）	不要	
203	〇〇〇〇	住宅（自用）	紹介	
204	〇〇〇〇	住宅（自用）	自ら検索	
205	〇〇〇〇	住宅（自用）	未回答／不明	

3) 今後の意向確認の予定（区分所有者）

- ・未回答又は不明の者に対しては、継続的にヒアリング等による意向把握を実施。

③意向確認の結果（借家人）

1) 意向総括表

- ・代替建築物の紹介を希望 ○人
- ・自ら代替建築物を検索する予定 ○人
- ・その他 ○人
- ・未回答／不明 ○人 計○人

2) 意向内訳（借家人）

住戸番号	借家人名	用途	代替建築物の提供・あっせんに係る意向	備考
101	〇〇〇〇	店舗	紹介	
202	〇〇〇〇	住宅	自ら検索	

3) 今後の意向確認の予定（借家人）

- ・未回答又は不明の者に対しては、継続的に賃貸人である区分所有者を通じたヒアリング等による意向把握を実施。

[代替建築物の提供等の具体的な方法]

①基本的な方針

区分所有者や借家人の意向確認の結果を踏まえながら、現時点で把握された各自の意向は今後も変わり得ることを念頭に、要請のあった区分所有者や借家人に対し代替建築物の選択肢を十分かつ柔軟に示すことができるようなものとする。代替建築物の提供・あっせんにあたっては、相談窓口を設置した上で、流通している物件や新たに建設される再建マンション等の中で、区分所有者や借家人の希望に最も近い立地・規模・構造の代替建築物の提供・あっせんを行っていくことを基本とする。

②代替建築物の提供・あっせんに係る相談窓口の設置

1) 相談窓口の設置

- ・区分所有者や借家人からの代替建築物の提供・あっせんに係る相談や要請に適切に対応

できるよう、相談窓口を〇〇に設置する。

- ・相談窓口の電話番号を明確にし、〇曜日から〇曜日の〇時から〇時の間、〇名の職員により対応を行う。
- ・別途、メールでの問い合わせにも対応を行う。

2) 相談窓口の周知方法

- ・相談窓口の電話番号やメールアドレスについては、〇〇マンション再生ニュースや会報、掲示板等により周知する。

③代替建築物の提供・あっせんの具体的な方法

1) 再建マンションへの優先入居（再入居）

- ・〇〇社が建設を行う再建マンションへの再入居を希望する区分所有者に対しては、希望する住戸位置や借入予定額等に応じた住戸規模等を考慮して、取得可能な住戸の選択肢を提示しながら、優先的に入居可能な住戸を決定する。
- ・再建マンションへの入居希望者の仮住居については、各自の意向に応じて、以下の2、3の方法等により斡旋する。

2) 不動産会社からの紹介（売買・賃貸）

- ・全国各地の物件情報を取扱う〇〇社の関連会社である〇〇社からの斡旋に加え、地元の不動産情報に詳しい不動産会社とも連携して、区分所有者や借家人の細かな要望を踏まえた物件を斡旋する。
- ・特に年金生活者等に対する賃貸住宅の斡旋に際しては、家賃債務保証の活用により、契約の円滑化を図る。

3) 公的賃貸住宅管理者との連携（公的賃貸）

- ・独立行政法人都市再生機構（UR）や〇〇住宅供給公社と連携し、UR賃貸住宅や公社賃貸住宅の募集情報等の提供を行う。
- ・特に低額所得者に対しては、上記のURや公社との連携のほか、公営住宅の募集情報等についても提供を行う。

4) その他

- ・高齢者でサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等への入居を希望する者など特別のサポートが必要な者に対しては、各関係機関・団体とも連携して、それぞれの希望に沿う形での物件の斡旋に努める。

5. 決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

分譲マンションの建設

6. マンション敷地売却決議の予定時期

〔決議予定年月日〕 平成〇年 〇月 〇日

〇〇マンション敷地売却組合

定 款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この定款は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 116 条の規定により、このマンション敷地売却組合（以下「組合」という。）が実施するマンション敷地売却事業（以下「事業」という。）について、法第 118 条に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第 2 条 この組合は「〇〇マンション敷地売却組合」と称する。

(売却マンションの名称及びその所在地)

第 3 条 事業の対象となる売却マンションの名称及びその所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 : 〇〇マンション
- 二 所在地 : 〇〇県 〇〇市 〇〇丁目〇番〇号

(事務所の所在地)

第 4 条 組合の事務所は、〇〇県 〇〇市 〇〇丁目地内に置く。

第 2 章 経費の分担

(収入金)

第 5 条 この組合の事業に要する経費は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てるものとする。

- 一 買受人が組合に納付する売却代金
- 二 法第 135 条に基づき組合員が納付する賦課金
- 三 補助金等
- 四 雑収入

(過怠金)

第 6 条 組合は、組合員が、賦課金の納付を怠ったときは、督促状を發し、当該督促状において指定した期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年（365 日当たり）14.5 パーセントの割合により算定した過怠金を徴収する。

(過怠金の督促手数料)

第 7 条 前条の規定により督促するときは、1 件 1 回〇円の督促手数料を徴収する。

第 3 章 役員

(役員の数)

第 8 条 この組合の役員の数、理事〇人、監事〇人とする。

2 前項の役員のうち理事〇人、監事〇人は組合員（法人にあっては、その役員とする。第 12 条、第 16 条、第 25 条及び第 36 条において同じ。）以外の者から選任することができる。

(役員任期)

第9条 理事及び監事の任期は1年とし、就任の日から起算する。ただし、第30条及び第32条により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第10条 理事(最初の役員を選挙する場合においては、法第120条に規定する認可を受けた者。以下のこの章においては同じ。)は、選挙管理者となり、役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、出席した組合員のうちから2人を総会で選任するものとする。

(役員被選挙権)

第11条 次の各号に掲げる者は、役員被選挙権を有しない。

一 年令25才未満の者

二 成年被後見人及び被保佐人

三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(組合員である役員選挙)

第12条 組合員である役員は、候補者のうちから総会で投票により選挙するものとする。なお、役員選挙の方法に関する事項は、第22条に定めるほか、別に定める選挙規程による。

2 役員選挙をする場合において、総会出席者の過半数の同意があったときには、投票によらないことができる。

3 前項の規定により、投票によらないこととした場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定する。

(組合員以外の役員選任)

第13条 組合員(法人であつては、その役員とする。)以外の役員は、5人以上の組合員が連署した推薦の書面をもって、あらかじめ選挙管理者に届け出た者のうちから、総会で選任するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の役員を選任する場合に準用する。

(選挙人名簿)

第14条 選挙管理者は、役員選挙期日前14日現在における選挙人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第15条 選挙管理者は、役員選挙期日前10日から5日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも3日前に公示しなければならない。

(異議の申立)

第16条 組合員は、前条第1項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。

る。ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

- 2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、ただちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、ただちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による文書によらない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

第 17 条 選挙管理者は、第 15 条第 1 項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は前条第 1 項の規定によるすべての異議について決定したときは、選挙期日の少なくとも 3 日前にその旨を公告しなければならない。

- 2 選挙人名簿は、前項の公告があった日において確定するものとする。

(選挙人)

第 18 条 役員の選挙は、組合員又はその代理人が行う。

- 2 組合員は、前項の規定にかかわらず、書面をもって役員の選挙を行うことができる。
- 3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、役員に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、記名捺印のうえ封かんし、投票開始日時前に選挙管理者に送付しなければならない。

(役員の総選挙の時期)

第 19 条 役員の総選挙は、その任期満了の日前 5 日から 30 日までの間に行う。ただし、天災その他特別の事由があるときは、この限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第 20 条 選挙管理者は、役員の選挙を行う総会の招集の通知に、候補者の氏名と、選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。

- 2 前項の通知をする場合においては、選挙管理者は、その通知と同時にその旨を選挙期日の 3 日前までに公告しなければならない。

(選挙の開始)

第 21 条 役員の選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行うことができない。

(投票)

第 22 条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自書し、投票箱に入れなければならない。ただし、第 20 条の規定により通知した投票開始の時刻(投票開始の時刻を繰り下げたときは、その時刻)に総会に出席していない者は、投票することができない。

- 2 前項の場合において組合員が法人であるときは、投票は、その法人の指定する者が行わなければならない。
- 3 選挙管理者は、必要と認める場合においては、総会の同意を得て、第 1 項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。
- 4 投票は、理事と監事に分け、かつ、組合員である者と組合員以外の者に分けて行う。
- 5 1 投票用紙に記載する役員の数、1 人とする。

(投票の拒否)

第 23 条 選挙管理者は、投票しようとする者が明らかに本人でなく、又は本人の代理人でない

認められる場合においては、選挙立会人の意見を聞いてその者の投票を拒否することができる。

(開票)

第24条 選挙管理者は、投票終了後ただちに選挙立会人の立会いのもとに、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定にあたっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意志が明らかであれば、有効とする。

3 第18条第2項の規定により書面をもって役員の選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条(第一号を除く。)の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意志が明らかであれば、有効とする。

(投票の無効)

第25条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

四 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの

五 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認しがたいもの

六 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの

七 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの

八 組合員以外の役員の選挙において、第13条第1項の規定による届出のない者の氏名を記載したもの

2 同一の氏名、氏又は名の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第五号の規定にかかわらず有効とする。

3 前項の有効投票は、当該選挙人の他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第26条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。

4 前項の場合において、第28条第2項の期間内にいずれか一方の当選を辞退する旨の申出がないときは、選挙管理者がくじでその当選人として定める。

(選挙録)

第27条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期満了まで保存しなければならない。

3 第12条第3項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により役員となるべき

者を決定したときの選挙録は、その総会における議事録をもって代えることができる。

(当選の確定)

第 28 条 当選人が決定したときは、選挙管理者は、ただちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

2 当選人が前項の公告のあった日から 2 日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員 の 就 任)

第 29 条 選挙管理者は、前条第 2 項の期間の満了の日の翌日に、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があった日に役員に就任するものとする。

3 第 1 項の公告のときが、現在の役員 の 任期満了前であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は、第 31 条及び第 32 条の選挙を除くほか、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰上げ補充)

第 30 条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後 6 月以内に理事又は監事に欠員を生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち、得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじ等で当選人を定める。

2 第 26 条第 1 項ただし書及び前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(再選挙)

第 31 条 次の各号に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。

一 当選人がいないとき

二 当選人の数が、その選挙における理事又は監事の定数に達しないとき、又は達しなくなったとき

三 当選人がなくなったとき

(補欠選挙及び選任)

第 32 条 理事又は監事に欠員を生じた場合において、第 28 条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めても、なお欠員の数が理事又は監事のそれぞれの定数に達しない場合は、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の理由が理事の任期満了前 6 月以内に生じた場合であって理事の欠員が 1 人であるときは、前項の規定にかかわらず、補欠選挙は行わない。

(理事長及び副理事長)

第 33 条 理事は、理事長を 1 人、副理事長〇人を互選するものとする。

2 理事長は、組合を代表し、理事会の決定に従い、業務を処理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 副理事長の代理の順序は、あらかじめ理事長がこれを定める。

5 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、互選によりすみやかに補充するものとする。

(理事の職務)

第 34 条 理事は、理事会の構成員として組合の業務に関し重要な事項を議決し、組合の事務を執行するとともに、理事長を補佐する。

2 理事長は、理事の中から、会計を担当する理事を〇名指名するものとする。会計担当理事は、別に定める会計規程に基づきその事務をつかさどる。

(監事の職務)

第 35 条 監事は、毎事業年度定期又は臨時に、組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務及び財産の状況を監査するため、あらかじめ監査要綱を総会の同意を得て定めるものとする。

(役員の大失職)

第 36 条 理事又は監事は、法第 126 条第 3 項において準用する法第 21 条第 2 項の規定による場合のほか、被選挙権を失ったとき又は解任が確定したときは、その地位を失う。

2 組合員のうちから選挙された理事又は監事は、組合員でなくなったときは、その地位を失うものとする。

第 4 章 総会及び理事会の会議及び議事

(総会の招集)

第 37 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年〇月理事長が招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 理事長は、組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、その請求にあった日から起算して 20 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 事前の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由なく総会を招集しないときは、監事は前項の期間経過後 10 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

5 法第 120 条第 1 項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から起算して 30 日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は専任するための総会を招集しなければならない。

6 総会の招集は、会議の 5 日前までに到着するように、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を、各組合員に通知して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、2 日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第 38 条 この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 資金計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 分配金取得計画及びその変更

八 組合の解散

(総会の議事)

第 39 条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。ただし、法第 130 条の規定による総会の議事についてはこの限りではない。

3 総会の議長は、出席した組合員のうちから選任するものとする。

(関係者の臨席)

第 40 条 理事長は、総会に県及び市の関係職員その他事業に関し専門的知識を有する者の出席を要請することができる。

(議長の議事整理権)

第 41 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

2 議長は、必要に応じ前条の臨席者に対し意見の陳述等について要請することができる。

(採決の方法)

第 42 条 総会の議決事項の採決の方法は、挙手、起立、記名投票又は無記名投票によるものとし、その方法を決するときは、挙手による。

(総会の傍聴)

第 43 条 総会の傍聴を求める者がある場合において、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認めるときは、売却マンション又はその敷地に関し権利を有する者に限り、総会に諮り、これを許可することができる。ただし、傍聴者は、会議に加わり、又は意見を述べることはできない。

(総会の議事録)

第 44 条 総会の議長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、総会において指名した議事録署名人とともに署名しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 議決権総数及び出席した組合員の議決権数
- 三 議決した事項
- 四 審議等の概要

(理事会)

第 45 条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。また理事及び監事から会議の目的たる事項を示して要求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する者とする。

3 第 41 条及び第 42 条の規定は、理事会に準用する。

4 理事会の議事は理事の過半数で決する。

5 理事会の決定を要する事項で軽微な事項は、書面で表決することができる。

第 46 条 理事会は、この定款に別に定める場合のほか、次に掲げる事項を決定する。

- 一 総会に提出する議案
- 二 前号に掲げるもののほか、理事が必要と認める事項

2 理事は、前項のほか組合の運営上重要と認める事項について理事会に付議又は報告するものとする。

(理事会の議事録)

第 47 条 理事長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 開会の日時及び場所

- 二 出席者
- 三 決定した事項とその他必要と認められる事項

第5章 総代及び総代会

(総代会)

第48条 この組合に、総会に代わってその権限を行うべき総代会を設ける。

- 2 総代の定数は、○人とし、組合員が組合員のうちから選挙する。なお、選挙方法については、別途規程に定める通りとする。
- 3 総代の任期は1年とし、就任の日から起算する。なお、補欠の総代の任期は前任者の残任期間とする。

(総代会の権限)

第49条 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

- 一 理事及び監事の選挙又は選任
- 二 法第130条の規定に従って議決しなければならない事項

第6章 会計

(事業年度)

第50条 組合の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の収支予算)

第51条 理事長は、毎事業年度の経費の収支予算を調整し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。これを補正するときもその補正予算を調整し、総会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第52条 理事長は、組合の会計を、あらかじめ総会の同意を得て定める会計規程により処理するものとする。

(役務の請負及び物品の購入)

第53条 役務の請負及び物品の購入に関する契約をする場合は、原則として競争入札の方法によらなければならない。ただし、次による場合は随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争入札に適さないものであるとき
- 二 緊急を要する場合で競争に付することができないとき
- 三 競争入札に付することが不利と認められるとき
- 四 競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないとき
- 五 予定価格1件○万円以下の役務の請負契約をするとき、又は予定価格1件○万円以下の物品を購入するとき

(金銭の預入)

第54条 理事長は、この組合の金銭を総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産の処分)

第55条 理事長は、事務所、工作物その他の物件等の組合の財産の保管を明らかにするとともに、

これらの財産が不用に帰したときは、あらかじめ総会の同意を得て処分しなければならない。
ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定を準用する。

第7章 審査委員

(審査委員の定数)

第56条 審査委員の定数は○人とする。

(審査委員の選任・解任)

第57条 審査委員の選任及び解任については、総会において出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審査委員の任期)

第58条 審査委員の任期は○年とする。

第8章 雑則

(代理人の指定)

第59条 売却マンション又はその敷地について権利を有する者で本売却マンションに居住しない者は、この組合から通知又は書類の送達を受けるため、○○内に居住する者のうちから代理人を指定することができる。

2 代理人を指定し、変更し、又は指定を取り消したときは、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。

(公告の方法)

第60条 組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

(職員)

第61条 この組合の事業に必要な場合、職員をおくことができる。

2 職員は、理事長の命を受けて事務に従事する。

3 職員の任命又は解任は理事会の議決を経て理事長が行う。

(給与及び表彰)

第62条 役員、審査委員及び職員については、総会の同意を得て定める基準により、報酬、手当及び旅費等を支給することができる。

2 組合の設立及び事業に特に功労があると認められる者については、組合の功労者として表彰することができる。

(規則への委任)

第63条 この定款に規定するもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会に諮り、規則をもって理事長が定める。

付則

(施行期日)

第1条 この定款は、この組合の設立の認可の公告があった日から施行する。

(役員選挙の特例)

第2条 組合の設立認可があった日以後における最初の理事及び監事の選挙にかかる選挙人名簿は第14条から第17条までの規定にかかわらず、選挙管理者が最初の総会の招集通知を発するときまでに作成し、公告しなければならない。

2 選挙管理者は、前項の招集通知とともに前項の選挙人名簿の写しを組合員に送達するものとする。

3 第1項の選挙人名簿は、同項の総会において承認を得たときに確定する。

4 第20条第2項の規定は、第1項の規定による選挙には適用しない。

(事業年度の特例)

第3条 この組合の最初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この組合設立の日から平成○年3月31日までとする。

資 金 計 画 書

1. 売却マンション、事業及び組合の名称

(1) 売却マンションの名称

〇〇〇マンション

(2) 事業の名称

〇〇〇マンション敷地売却事業

(3) 組合の名称

〇〇〇マンション敷地売却組合

2. 資金計画

(単位 百万円)

収 入 金	売却代金 賦課金 補助金 その他		支 出 金	分配金 補償金 分配金取得計画作成費 事務費 借入金利子 その他	
	合 計			合 計	

注 賦課金：マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 135 条第 1 項の組合員の賦課金の規定による。

3. 支出金明細

(単位 百万円)

		総 額	事業年度別計画	
			平成 年度	平成 年度
分配金				
補償金	借家人への補償金			
	その他			
	小 計			
分配金取得計画作成費				
事務費				
借入金利子				
その他				
合 計				

4. 資金調達計画

(単位 百万円)

		総 額	事業年度別計画	
			平成 年度	平成 年度
借入金	〇〇〇支援機構			
	〇〇〇銀行			
	〇〇〇信用金庫			
	〇〇〇信用組合			
	その他 ()			
小 計				
売却代金				
賦課金				
補助金				
その他				
合 計				

